

コンタクトレンズ検査料にかかる掲示について

当院は、【コンタクトレンズ検査料1】の施設基準に適合している旨、中国四国厚生局岡山事務所に届出を行っています。

1. 初診料及び再診料

コンタクトレンズ装用を目的とされている患者様で、当院に初めて受診された方は初診料291点を、過去に当院でコンタクトレンズ検査料を算定したことがある方は再診料76点を算定いたします。

2. コンタクトレンズ検査料1

コンタクトレンズ装用を目的に眼科学的検査を行った場合は、200点を算定いたします。

※疾病等によっては、上記コンタクトレンズ検査料1ではなく、眼科学的検査料にて算定する場合があります。

3. コンタクトレンズ診療を行う医師

岸本 典子 眼科診療経験：38年（令和8年4月現在）

ご不明な点は、眼科外来または総合受付までお尋ね下さい。

井原市立井原市民病院